

施設をからにしたいと思っている。

乳児院は休みがとれなかったが、乳幼児院になって職員が休めるようになった。乳児は正月等外泊できないが、幼児は外泊。

<法人 20>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

別紙 ほぼ全員が同一敷地内児童養護施設へ

②保護者や児童の特徴

平成11年 4人

保護者 1 母親病気 父親あり

2 母養育能力・生活力低下

3 母虐待・服役、その他子どもあり、父連絡先が不明確、露天商

4 養育放棄 母子家庭 姉弟入所

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長期養護が見込まれる児童

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

その通り

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

書類上の移動と実体的移動とがずれる場合もある

けやき・だいち（部屋）の担当が、おやつ等をみにいく、乳児院側も遊びに行く（15日最低、30日みる）

児相と相談会を開催（定期）、そのときに見通しをつける。後は担当で詳細をつめる

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相が説明

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

平成11年 姉が少女少女の家にいる

平成9・10年なし

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

児相がやる

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相がやる

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

連絡訪問はしないが、指導員・保母の会（8月をのぞいて月定例会）があり、当該施設が会場になったときに様子を聞いている。担当制をひいているが、職員が情緒的なおもいを断ち切れなくて問題となった事例（里親）もある。子どもも記憶は残らない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

乳児院敷地に遊びに行くことがある。

②その後の保護者との関係

児童養護施設に引き継ぐ

③施設・職員間の連携

面会は乳児院は保育室、児童養護は面会室（他の子どものしっと）。乳児院に姉弟がいる場合は乳児院で面会するケースがある。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

相談会を実施

②保護者との連絡等の役割分担

児相

③施設訪問

両方で担当。施設見学はこちらから、むこうからもきてもらい。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

3才未満児、0歳児で考えるべき

②施設設備等

遊戯室・食堂・園庭

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

必要

家庭復帰が一定期間内にみこめる場合には、乳児院においておきたい

おむつがとれれば、養護施設でもよい

措置費上の保証が必要 0歳児への措置費も含めて

その他 一時保護への財政的配慮が必要（短期入所とのからみ）

6. 処遇困難ケースを1～2お教えてください。

障害児施設が受けてくれないケースで苦労した。4才まで姉をおき、弟3才になるまでまって、姉弟2人を入所できた事例は、姉を療育センターにつれていくなど乳児院側での処遇が困難であった。

・児童養護施設

園内小舎制を一棟内小舎制に切り替えた

1. 同一敷地内からの措置変児童について

- ①保護者や児童の特長
- ②退所後（これは過去3年に限らない）の動向
長期的なケースになる。高校進学
- ③保護者との関係
依存的になるケースがある
- ④乳児院との交流状況
2歳児は大変
きょうだいは同じ部屋にが原則
移行手順 別紙

2. 他の乳児院からの措置変児童について

こうしたケースはない

- ①同一敷地内乳児院からの児童との差違
- ②処遇で配慮すること
- ③措置元乳児院との連絡調整

小学校段階や中学校段階で乳児院経験がある、あるいはなくて入所の子どもはなかなか明るくならない

養護施設では十分手をかけられないので、年齢が低い段階で措置変は問題

3. 児相との連携

- ①事前打診の有無
- ②保護者との連絡等の役割分担
- ③施設訪問

4. 年齢枠をはずす条件

- ①職員
- ②施設設備等
- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

乳児院側で柔軟性をもってやるべき

措置費が圧倒的に違う

低年齢児にはもっと手をかけるべき

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

特に他施設からということではないか

途中入所ケースで、無断外出ケースへの対応に苦慮している。3月にも3人で自宅に帰った例があるが、引き取りの展望がない。なつかしくなる。

万引きは、乳児院経験有無にかかわらず苦慮する。1才・2歳児で乳児院入所がこの傾向があり、へそのを段階からではないようである。

6. 貴施設の特徴的な点

小学校・中学校卒業時などおりをみて家庭引き取りすすめる（場合によって、親がおこることもある）

里親の活用も必要

全体

退所児童調査の必要性を感じている

2才では養護施設側も受け取れない

乳児院のクリスマス会に招待、病院へのつきそいに乳児院職員が協力するなどのメリットがある。継続性が持てる。

職員の人事異動は、原則的にはない。

養護施設も結婚しても続けられる職場に

年齢的に幼稚園に行けない子どもの対応が大変

乳児院に母子生活室（1部屋）があり、引き取り直前等に2・3泊していく。

<法人21>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内の児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	措置児童数
平成9年度	20名	5名
平成10年度	20名	6名
平成11年度	20名	4名

②保護者や児童の特徴

<児童の特徴>

発達遅滞児や病虚弱児加算で乳児院籍を延長している。

兄弟が併設の養護施設に入所している。

長期の施設入所が予想される。（慣れた場所で生活させる。）

母親が同園の出身者で同じ施設を希望している。

*発達遅滞がある子ども、入院経験のある子ども、医療ケアが必要な子どもは、ほとんどの場合同一敷地内の児童養護施設に措置になる。(理由：隣接して医療センターがあるため。)

<保護者の特徴>

産婦人科から母親が失踪し家庭崩壊

精神疾患による養育不安（妊娠中に強い抗うつ剤を服用し、子どもに発達遅滞が見られる）

知的レベルが低く、養育能力が欠如している。

養育拒否

サラ金苦

その他

面会がない。

父親不明で望まない出産だったために愛着がわからない。

祖父母、親族等も関わりをもちたがらない。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか。

長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か。

慣れた場所で生活させるという意味で、定員さえ空いていれば同一敷地内児童養護施設に措置変更をする。

⑤引継の方法（同一法人内児童養護施設との引継、児相との引継）

別紙「措置変更について」の併設養護施設の場合参照。

⑥保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

児相が行っている。（措置変更前、保護者に連絡を取り意向を聞く。）

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	他施設へ措置変更	里親委託	家庭引き取り
平成9年度	20名	0名	0名	8名
平成10年度	20名	1名	2名	8名
平成11年度	20名	5名	1名	4名

②その理由（保護者や児童の特徴も含む）

自宅近くの児童養護施設の方が面会しやすいため。

きょうだいが他の児童養護施設に入所しているため。

子どもに障害があるため。

*児童養護施設の改築に伴って、定員が85名から75名に減員になったため。

③引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

別紙「措置変更について」の他養護施設の場合参照。

他の児童養護施設に措置変更される場合、子どもや保護者の施設見学はなく、いきなり入所になる。

里親委託の場合には、里親に來所してもらい面会させる。→授乳、食事介助、入浴など子育てを体験してもらう。→一泊外泊→一週間外泊を行う。→児相に報告する。→退所になる。(不妊治療をしても子どもができない夫婦が里親登録している場合がほとんどなので、子育ての経験がない場合が多い。)

里親委託に関しては、6ヶ月以降で人見知りの前が望ましい。

→障害の有無が確認できるまで発達待ちをする。

④保護者への説明方法(どの機関・施設が、どの時期に)

児相が行っている。

⑤その後の児童や保護者との連絡の有無

児童に対しては、乳児院担当職員が自発的に面会に行くか、研修会などで措置変更先の職員から近況を聞く程度である。報告によれば、子どもが新しい施設に慣れた頃に面会に行くと、児童養護施設の担当職員との関係ができており、泣かれてしまう。(乳児院担当職員のことは忘れてしまっている。)

保護者に対しては、措置変更後は連絡はしない。

3. 同一法人内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係(交流状況等)

早く児童養護施設の生活に慣れてほしいのでしばらくは会わない。(乳児院職員の姿を見て、情緒不安にさせないためなど。)

児童養護施設の生活に慣れてからは、保育中の交流、外出、外泊を行う。

(乳児院職員はボランティアで、長期休みなどの時に自宅へ連れて帰って、家庭の味を味合わせる。誕生会のプレゼントや母の日のカード、保育時間に描いた絵のプレゼント交換なども行う。)

行事(クリスマス会、年4回の食事会など)で交流を行う。

乳児院職員が幼児棟保育をすることもある。

②その後の保護者との関係

児童養護施設の職員が行う。

③施設・職員間の連携

施設間の人事交流はたまにあるが、職員の資質の問題があり、あまり行わない。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

1歳時の発達チェックや病虚弱児加算チェックを行ったり、入退所の際に連絡をとる。

②保護者との連絡等の役割分担

面会のある保護者に対して、行事の際に施設が連絡を行っている。それ以外は、あまり施設から保護者への連絡はしない。

③施設訪問

あまりない。

5. 年齢枠をはずす条件

乳幼児ホームを考えた場合、健常児では2歳6ヶ月では物足りない。3歳位がちょうど良いのではないかな。

①職員

乳児院と児童養護施設ともに人員配置の問題がある。

児童養護施設は男性職員が6人いるが、乳児院には男性職員がいないので、男性職員の枠をどうするか検討したり、宿直室をつくるなどの対応が必要である。

②施設設備等

子どもの遊びが違うので、施設設備を整える必要がある。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

子どもの世話をするだけで精一杯である。

地域の人の意識が低いので、ネットワークづくりが難しい。

民生委員はあまり活用できない。主任児童委員も経験だけで仕事をしている。

6. 他施設から措置変更をされた事例および同一法人内児童養護施設へ移行した事例の中から処遇困難ケースを1～2ケースお教え下さい。

特にないが、学習指導が困難なケースや中学生で職員とそりが合わないケースはある。

・児童養護施設

1. 同一法人内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

特にない。

②退所後の動向

保護者が同園の出身者で施設のことを良く知っており、ある意味安心して子どもを預けてくることがある。

③保護者との関係

親への対応に課題がある。(酔っぱらって引き取りを要求をしてきたり、親権を振りかざされたときなど。)

④乳児院との交流状況

行事(クリスマス会や年4回の食事会)などで交流を行っている。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

	定員	他施設からの措置児童数
平成9年度	85名	0名
平成10年度	85名	0名
平成11年度	75名	0名

県内に乳児院は当乳児院の1カ所しかない。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

- ②保護者との連絡等の役割分担
- ③施設訪問

特記事項なし。

4. 年齢枠をはずす条件

- ①職員
- ②施設設備等
- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

乳児院施設長と同じ。

- 5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難な事例を1～2お教え下さい。
特になし。

6. 貴施設の特徴的な点

隣接したところに医療センターがあるため、発達遅滞がある子ども、入院経験のある子ども、医療ケアが必要な子どもは、ほとんどの場合当児童養護施設措置になる。

また、医療センターの看護婦はミルクを飲む子どもを嫌がるので、ミルクを飲む時期は乳児院措置、ミルクを飲まなくなる時期になると医療センターへ措置変更になる。

児童養護施設の改築に伴って、定員が85名から75名に減員になったので、これまでのように慣れた場所で生活させるということで同一敷地内児童養護施設に措置変更をするというのは難しくなるだろう。

<法人22>

・乳児院

- 1. 過去3年の措置変更で同一敷地内の児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	措置児童数
平成9年度	40名	2名
平成10年度	40名	7名
平成11年度	40名	6名

家庭の希望を第一優先にする。

保護者等が面会しやすい施設に入所させる。

児童養護施設に入所できる枠がない。

②保護者や児童の特徴

保護者－精神疾患が多い。

児童－兄弟が先に養護施設に入所している。

- ③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか。

特に変わらない。

- ④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か。

特にそういうことはない。

- ⑤引継の方法（同一法人内児童養護施設との引継、児相との引継）

子どもが1歳半の頃、児相とカンファレンスを行う。

また、年に1回業務連絡会があり、時期が合えばそこで話し合いをすることもある。

措置日が決定したら、措置前半月の間に、乳児院の職員が付き添って、おやつやお風呂などならし保育として児童養護施設へ行けるだけ行って、環境に慣れさせる。

- ⑥保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

児相が行っている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

- ①実数および入所児童との割合

	定員	他施設へ措置変更	里親委託	家庭引き取り
平成9年度	40名	7名	6名	17名
平成10年度	40名	8名	8名	35名
平成11年度	40名	1名	3名	15名

- ②その理由（保護者や児童の特徴も含む）

児童養護施設に入所できる枠がないため。

他施設の方が面会しやすいため。

里親委託の場合は親の希望による。

- ③引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

子どもが1歳半の頃、児相とカンファレンスを行う。

また、年に1回業務連絡会があり、時期が合えばそこで話し合いをすることもある。

措置日が決定したら、ならし保育として乳児院の職員が付き添って、3～4回お昼をはさむ形で児童養護施設を訪問し、環境に慣れさせる。

里親委託の場合には、里親に施設に来てもらい、日常的な世話を体験する中で、子育てに自信がもてるようになってもらう。

- ④保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

児相が行っている。里親に関しては、家庭養育センターが対応している。

- ⑤その後の児童や保護者との連絡の有無

担当職員が1ヶ月訪問を行っている。

3. 同一法人内児童養護施設に措置された場合

- ①その後の児童との関係（交流状況等）

同一敷地内のため、散歩などの時に見かけると声をかけたり、行事（クリスマス会や誕生会）などで交流できる機会を持つ。兄弟がいる場合は面会など一緒に行うので特に

多い。

②その後の保護者との関係

児童養護施設の職員が行う。

③施設・職員間の連携

以前は職員旅行等ほとんどの行事はすべて一緒に行っていたが、最近では週 40 時間労働などの規定ができ、子ども祭り（毎年 6 月第 1 日曜）以外是一緒に行うことがなくなった。施設間の人事交流はたまにある。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

子どもが 1 歳半頃にカンファレンスを行う。

②保護者との連絡等の役割分担

子どもに関する連絡や、行事のお知らせ等は施設が行っている。

③施設訪問

児相が近いこともあって、比較的良く訪問してくれる。（担当者にもよるが）

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

乳児院と養護施設では職員の配置基準が違うので、その点を整理する必要がある。

②施設設備等

子どもの年齢にあった設備（居室、遊具等）を整備する必要がある。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

平成 11 年度から家庭支援専門相談員（主任保育士兼任）が配置され、少しずつ活動を始めている。

6. 他施設から措置変更をされた事例および同一法人内児童養護施設へ移行した事例の中から処遇困難ケースを 1～2 ケースお教え下さい。

特にないが、父親は公務員、母親が精神疾患のため離婚したケースで、姉が祖父母に引き取られていたため、下の子も引き取れないかと打診した所、もうこれ以上引き取れないということだったので、児童養護施設に措置変更したところ、すぐ祖父母が引き取りにきたということがあった。

・児童養護施設

1. 同一法人内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

特にない。

②退所後の動向

女子のほとんどは高校に進学し、卒業後は定職に就いているが、男子は高校進学と就職が半々で、就職を希望する子どもは、縛られている生活から早く開放されて自由にな

りたいという理由で就職を決めていることが多い。そのため就職しても安定せず、すぐに辞めてしまう場合が多い。

③保護者との関係

保護者には施設からコンスタントに連絡を取っており、保護者の状況は大体把握している。しかし、長期に入所している子どもは家庭に帰省しても、我が家という実感がなく、保護者もお客さん扱いをするので、子どもは居場所がない場合が多い。そのため、施設退所の際には家庭には戻らず、寮のある会社や住み込みで就職する子どもが多い。また、どこで育ったか良くわからない子どもたちに比べて、長期入所の子どもたちには、施設が心のふるさとになっていることが多く、退所後も就職に失敗して住む所がなくなってしまった場合などに施設に戻ってきたりするので、とりあえず職員寮に住まわせて、お金が貯まったら近くのアパートを借りて自立させるという方法を取ることもある。

④乳児院との交流状況

同一敷地内のため、見かけると声をかけたり、行事（クリスマス会や誕生会）などで交流を行っている。また、兄弟がいる場合には面会など一緒に行うので、特に交流の機会が多くなっている。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

	定員	他施設からの措置児童数
平成 9 年度	120 名	0 名
平成 10 年度	120 名	3 名（父親が入所を希望(双子)。面会するのに近い。）
平成 11 年度	120 名	2 名（兄弟が入所していた。面会するのに近い。）

他の乳児院からの措置変更の場合、ならし保育を全く行わない施設もある。

①同一法人内乳児院からの児童との差異

特にない。

②処遇で配慮すること

特にない。

③措置元乳児院との連絡調整

幾つかの乳児院とはよく連絡を取っている。

3. 児相との連携

中3の子どもには、進路を決める際に「児相に行って相談してくるよう」と指導しており、子どもたちは児相のケースワーカーと施設の職員の両方に相談して進路を決めることができる。

①事前打診の有無

年に1回業務連絡会を行っている。

②保護者との連絡等の役割分担

施設に保護者から連絡があれば、児相に必ず連絡を入れるし、保護者の身元が分からない場合は、児相に連絡を入れしつこく聞いている。そのため、現在、家庭の状況が見えていないケースはほとんどない。

③施設訪問

児相が近いということもあって、担当者はよく訪問してくれる。また、担当者からも、「この施設は開けっぴろげで入りやすい」といわれている。

4. 年齢枠をはずす条件

- ①職員
- ②施設設備等
- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

あまり積極的な発言はなかった。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難な事例を1～2お教え下さい。
特にない。

6. 貴施設の特徴的な点

ボランティアが多く、長続きしてしてくれるので、とても助かっている。
家庭という根を下ろす場所のない子どもに問題があることが多い。
大きい子どもが赤ちゃんを見たり触れる機会があることは良い。

<法人 23>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内の児童養護施設に移った児童について

同一敷地内の乳児院、児童養護施設体制に移行したのは、平成12年4月であり、過去3年間のデータは、同一法人内の児童養護施設に措置変更になった児童になる。

(乳児院は同じA市市内にあったが、車で10分位の距離があった。)

①実数および入所児童との割合

	定員	措置児童数
平成9年度	30名	2名
平成10年度	30名	4名
平成11年度	30名	3名

児童養護施設に入所できる枠がないため。

②保護者や児童の特徴

特に特徴はない。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか。

特に変わらない。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か。

特にそういうことはない。県内には乳児院が3つしかないのです。

⑤引継の方法（同一法人内児童養護施設との引継、児相との引継）

本県では満3歳を目処に児童養護施設に措置変更を行っている。これは、乳児院の定員を充足させるためと、児童養護施設への幼児加算を削減するため。

実際には、子どもが3歳になる1～2ヶ月前に会議を行い、児相が措置先や措置日を決定する。その後1～2回、乳児院の担当職員が子どもを連れて児童養護施設を訪問し、環境に慣れさせる。措置変更時は、児相職員と待ち合わせをし、担当職員も同行する。

⑥保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

児相が行っている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	他施設へ措置変更	里親委託	家庭引き取り
平成9年度	30名	5名	3名	12名
平成10年度	30名	3名	1名	16名
平成11年度	30名	1名	1名	13名

②その理由（保護者や児童の特徴も含む）

児童養護施設に入所できる枠がないため。

他施設の方が祖父母が面会しやすいため。

里親委託の場合は親の希望による。

③引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

同一法人内児童養護施設への措置変更時と同じ。

里親委託の場合には、里親に施設に来てもらい日常的な世話を体験してもらう。（但し、里子になる予定の子どもだけでなく、乳児院で生活している子ども全体に関わってもらう。）里親には、子育てに自信がもてるようになるまで通ってもらう。里親への子どもの引き渡しは児相で行う。

④保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

児相が行っている。

⑤その後の児童や保護者との連絡の有無

施設に連絡して様子を聞く。

3. 同一法人内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

幼児（1歳半～6歳）は昼間保育所に通っているため、保育所とともに施設間交流を行ったり、行事に招待したりする。

②その後の保護者との関係

児童養護施設の職員が行う。

③施設・職員間の連携

委員会活動（厚生、研修、広報等）を一緒に行っている。

施設間の人事交流も行っている。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

児童が満3歳になる前に児相から連絡がある。

②保護者との連絡等の役割分担

子どもに関する連絡や、行事のお知らせ等は施設が行っている。

(但し、通常面会に来ている親や入所理由が重くない子どもの保護者にのみ)

③施設訪問

年に1度児相の職員が施設を訪問し、家庭の情報等を提供してくれる。

5. 年齢枠をはずす条件

3歳前後での措置変更では子どもの心に傷が残ってしまう。

①職員

乳児院職員は夜勤体制、児童養護施設職員は宿直体制で、勤務体制に差があり難しい。

②施設設備等

児童養護施設の老朽化に伴って、厚生省から乳児院の児童養護施設の合築も打診があり、それを受けて今回全面改築を行ったばかりなので、現時点では考えられない。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

平成12年4月から子育て支援センター事業、児童家庭支援センター事業を開始し、職員が14名増員されたが、現状ではファミリー・ソーシャルワークを行うだけの余剰人員はいない。

6. 処遇困難ケースを1～2ケースお教え下さい。

特にないが、親元に引き取られていった子どものうち、後になって他施設に入所していたことがわかったケースが何例かあった。

・児童養護施設

1. 同一法人内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

保護者－未婚、若年、外国籍、精神障害などの場合が多い。

児童－入所時に発達の遅れ(特にことばが遅れていて、ことばの教室に通わせるなど)や指しゃぶりをする場合が多い。

②退所後の動向

他の児童と比べて特に差異はない。

③保護者との関係

施設に対して保護者の理解があるので、スムーズな場合が多い。

④乳児院との交流状況

夏休みの行事や2学期にお泊まり会などを行っている。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

- ①同一法人内乳児院からの児童との差異
- ②処遇で配慮すること
- ③措置元乳児院との連絡調整

平成元年に1名、他の乳児院から措置変更があっただけで、特になし。

3. 児相との連携

- ①事前打診の有無

特になし。

- ②保護者との連絡等の役割分担

2ヶ月に1回「家庭通信」を発行し、保護者に送っている。

年3回保護者会を開催しているが、参加は5家族ぐらいで出席率はよくない。

幼児から学童の子どもについては、希望があれば、ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始、第4土日に帰省させている。

- ③施設訪問

年に1度、本県B児童相談所C分室の地区担当職員の施設訪問がある。

平成12年4月に児童家庭支援センターを開設してからは、児童相談所との関わりが多くなっている。

4. 年齢枠をはずす条件

- ①職員
- ②施設設備等
- ③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

乳児院の項目と同じ。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難な事例を1～2お教え下さい。

特になし。

6. 貴施設の特徴的な点

平成12年3月27日に、乳児院が児童養護施設と同一敷地内に移転してきたため、まだ慣れておらず、慌ただしい毎日である。また、職員自身が新しいシステムの中でどう動くかどうかが問題で、施設全体がまだ落ち着いていない状況にある。

施設の1、2階が乳幼児室（0歳～6歳）のスペースになっており、当初は1、2階担当の職員18名全員で勤務交代を行っていたが、職員がいつも違うため子どもが不安定になってしまい、2ヶ月で階ごとで固定した勤務交代を行うよう変更した。

設計段階で、乳幼児室はオープンスペースの方が使い易いだろうと考え、大きな部屋をタンスや本棚で間切りをして使っていたが、タンスや本棚の上の部分が空いていて、子どもの側からはいつも職員が見えてしまうため、子どもが情緒不安定になってしまう傾向が見られた。そこで、現在新たに壁を作る方向で検討をしている。

年齢別・性別でフロアーが分かれているため、兄弟間の交流をどうやって図っていくかが今後の課題である。

平成 12 年 4 月に児童家庭支援センターと子育て支援センターが開設されたが、特に子育て支援センターでは、月に 2 回、地域の子どもや一般の主婦 50～60 人が集めて子育て支援プログラムを行っており、地域の人たちにとって、施設は自分たちも利用できる所という認識を持ってもらえるようになった。また、施設に一般の人の出入りが多くなったことで、職員にも見られているという意識が芽生え、良い刺激になっている。

<法人 2 4>

・乳児院

1. 過去 3 年の措置変更で同一敷地内の児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	措置児童数
平成 9 年度	20 名	1 名
平成 10 年度	24 名	3 名
平成 11 年度	24 名	2 名

保護者等が面会しやすい施設に入所させる。
児童養護施設に入所できる枠がない。

②保護者や児童の特徴

保護者－精神疾患、知的障害が多い。

児童－アレルギー体質、虚弱な子どもが多い。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか。

	平均在所日数	対象児の在所日数
平成 9 年度	401 日	582 日
平成 10 年度	327 日	401 日
平成 11 年度	318 日	577 日

各年度とも、同一児童養護施設に措置変更になった児童の在所日数の方が、その他の施設等や家庭引き取りされた児童より在所日数が高い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か。

同一敷地内児童養護施設は学齢前児童を対象とした児童養護施設のため、長期的養護が見込まれる場合は、他施設への措置変更を考える。

⑤引継の方法（同一法人内児童養護施設との引継、児相との引継）

子どもが 2 歳になる前に、児相から連絡がある。

また、各児相（A 市市内 3 カ所）とは 10 月～12 月の間で年 1 回、連絡会議を行っている。

措置日が決定したら、事前にならし保育を行い、職員間で保護者や児童の特徴などについて打ち合わせを行う。

⑥保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

措置権者である児相が行っている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①実数および入所児童との割合

	定員	他施設へ措置変更	里親委託	家庭引き取り
平成9年度	20名	1名	0名	12名
(10月より24名)				
平成10年度	24名	6名	5名	12名
平成11年度	24名	2名	1名	14名

②その理由（保護者や児童の特徴も含む）

同一敷地内児童養護施設が学齢前児童を対象とした児童養護施設のため、長期的養護が見込まれる場合には何度も措置変更をするのは可哀想なので、他施設への措置変更を考える。

③引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

子どもが2歳になる前に、児相から連絡がある。

措置日が決定したら、事前にならし保育として児童養護施設を訪問し、環境に慣れさせる。また、職員間で保護者や児童の特徴（生活特徴や健康状態）などについて打ち合わせを行う。

里親委託の場合には、里親に施設に来てもらい、日常的な世話を体験してもらう。

④保護者への説明方法（どの機関・施設が、どの時期に）

措置権者である児相が行っている。

⑤その後の児童や保護者との連絡の有無

ほとんどない。

3. 同一法人内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

同一敷地内のため、行事（運動会や七夕）などで交流できる機会を持つ。同一法人の保育所があり、日中子どもたちはそこで生活しているので交流はできる。

②その後の保護者との関係

児童養護施設の職員が行う。

③施設・職員間の連携

施設間の人事交流は、職員の希望があれば行うことがある。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

子どもが2歳になる前に、児相から連絡がある。

②保護者との連絡等の役割分担

子どもに関する連絡や、行事のお知らせ等は施設が行っている。

③施設訪問

担当の児童福祉司による。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

養育面ではケアの一貫性が保てるのでよいと思うが、運営面では乳児院と児童養護施設では職員の配置基準が違うので難しい。また、3歳児になると子どもがあちこち動き回るようになるため、養育の仕方も変わってくる。グループ分けをするなどの工夫が必要がある。

②施設設備等

特になし。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

平成11年度から制度として家庭支援専門相談員が一人配置されたが、一人ではなかなか難しい。

6. 処遇困難ケースを1～2ケースお教え下さい。

平成9年度に重症心身障害児施設に措置変更になったケースは、受入施設がなくて、5歳まで乳児院に入所していたので、援助を行うのが大変だった。

・児童養護施設

1. 同一法人内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

学齢前児童を対象にした養護施設なので、学齢期になれば家庭引き取りができることが前提。(すでにきょうだいも家庭引き取りされているなど。)

②退所後の動向

比較的家庭に引き取られてもうまくやれているケースが多い。ただ、数としては少ないが、しばらくして他の養護施設に入所したという話を聞くこともある。

③保護者との関係

児相と連携を取りながら行っている。

④乳児院との交流状況

職員が付き添って面会に行く。きょうだい一緒に措置変更を希望しても、無理な場合は面会に行ったり、一緒に外出、外泊を行うようにしている。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

	定員	他施設からの措置児童数
平成9年度	20名	13名
平成10年度	20名	11名
平成11年度	20名	9名

①同一法人内乳児院からの児童との差異

特にない。

②処遇で配慮すること

ならし保育を必ず行う。

③措置元乳児院との連絡調整

施設によって異なる。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

各児相（A市市内3カ所）とは10月～12月の間で年1回、連絡会議を行っている。

②保護者との連絡等の役割分担

基本的には児相が行っている。

③施設訪問

児相の担当者による。

4. 年齢枠をはずす条件

法人の方針として、学齢前の子どもを対象にすることが決まっているので、乳年齢枠をはずすということは現実的に考えられない。

ただ、乳児院は定員を20名から24名に、保育園は定員を120名から125名に増やすことは行っている。

①職員

②施設設備等

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難な事例を1～2お教え下さい。

特にない。

6. 貴施設の特徴的な点

学齢前児童を対象とした幼児養護施設なので、一般の児童養護施設とは異なる点が多い。

地域の子どもたちとの接触を図ることを目的に、午前中交流という名目で同一法人が運営する保育所に児童養護施設の子どもたちを通わせ、年齢別のクラスに所属させている。そして、保育園が行う行事（遠足、運動会、七夕、おゆうぎ会、クリスマス会、保護者会など）にはすべて参加している。児童養護施設に入所している子どもたちは、保育所の子どもたちと交流することによって、身体的にも精神的にも社会的にも大きく成長している。

本施設は、1階が乳児院、2階が児童養護施設という配置になっているが、施設が老朽化したため現在建て直しが行われており、10月には同一敷地内に立てられた新しい建物に引っ越す予定になっている。

<法人 25>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

1997年度 4名(23名入所) 17%

1998年度 5名(17名入所) 29%

1999年度 5名(31名入所) 16%

②保護者や児童の特徴

児童の特徴 継続した発達の援助必要である。両親がそろっていても、家庭状況が改善されない場合が多い。

親の特徴 父子、母子家庭 虐待ケースにて入所家庭状況が改善されない

(父子、母子家庭の場合は、就学時に家庭引き取りをめざす)

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長期入所 0歳からの養護児童が多い。

経済的生活困難家庭、ネグレクトによる発育不良が多く、環境による発育遅滞をカバーする必要。(こういう家庭が多いため、2歳児で追いつくことは難しく、2歳時での措置変更(施設変更)はマイナスになる。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

将来的方向を見据え入所児童にとって適切な方向を調整し決定する。

⑤引継の方法(同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継)

過去3年間に児童ホームに生活の場を移した児童は0人

2歳で籍を児童養護施設に移すが、生活の場は乳幼児ホームにて就学まで変更されない

97年以前

日常的に交流はあるが、児童ホーム居室にて生活を慣らし養護を行い、ホームの一員となっていく準備を行う。子によって機関はさまざまである。

職員間の移行会議(毎月合同会議実施されているが、移行会議はホーム間での会議となる)

児童の移行に伴う職員移動

<児相との引き継ぎ>

入所時点で方向を確認(入所の際に、将来的にどのような方向を目指すのか～家庭復帰 or 里親委託 or 児童養護施設をある程度決め、それに応じて個々に必要な関わり方をするように心がける。里親委託の方向の子どもは、看護婦が主に養育を担当し、施設養護が予想される場合は、できるだけ長期間一貫して関わるができる若い保育士をあてるなど、職員の担当にも関係する)